平成２７年（フ）第４９０号
千葉市若葉区若松町2393番地２　小倉台コーポ203号
債務者　鈴木　道代
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５１２号
千葉県市原市五井2445番地　シティハイム鳴沢Ａ棟101号
債務者　吉村　隆行
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５２０号
千葉市緑区誉田町２丁目23番地254　コスモ千葉東110号
債務者　舩山　勝哉
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３１号
千葉県船橋市薬円台３丁目３番17号　シティハイム星201号
債務者　河野　　猛
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５３６号
千葉県市川市本行徳29番６号　（第１コーポホワイト野路205号）
債務者　岡村　昭美
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４７号
千葉県市川市南行徳３丁目17番８－102号（ヒットベイ）
債務者　海老原　勇
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５２号
千葉県浦安市堀江４丁目９番１－101号　エステートピアやよい
債務者　古城　佑樹
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２４８号
相模原市緑区橋本２丁目14番３号　ニュークレセント101号
債務者　秋好　英治
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７１号
相模原市南区磯部1225番地３　ファミール宮際Ｂ－101
債務者　伊藤　　敏
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７６号
相模原市中央区田名2300番地　相模原グリーンタワー507
債務者　沢田　和彦
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８７号
相模原市中央区田名1315番地３　サンヒルズ田名Ａ102
債務者　大橋　利男
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２８８号
相模原市中央区田名1315番地３　サンヒルズ田名Ａ102
債務者　大橋　弘美
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１６５号
静岡県富士市今泉2263番地の７　２ＣＶ駿河台Ｃ－101号、前住所静岡県富士宮市下条1664番地
債務者　湯澤　絵美（旧姓田垣）
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５６６号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地25―310
債務者　梅田　昌克
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６４６号
京都市伏見区納所下野１番地　納所団地３棟301号、前住所京都市伏見区桃山町弾正島14番地25　ハーベスト　スズキ　302
債務者　園山　正明
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６５０号
京都市右京区梅津畚原町43番地15
債務者　松山　浩明
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７０６号
京都府城陽市寺田大川原42番地の５
債務者　岡崎　佐知
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係